

空き枠予約について（抽選申込期間後の利用申し込み）

1 受付順

先着順で受け付けします。

2 申込方法

< 利用申請回数の制限 >

地域登録団体および登録団体が利用予定日の2か月前の月の第1平日（申し込み方法によって締め切り時間等が異なります）までに、利用申請を行うことができる回数は、5回を限度とします。

1日に複数の部屋（大広間と和室など）や異なった時間帯（午前と夜間など）で利用しても、1回と数えます。（1日＝1回）

< 地域登録団体、登録団体および一般団体等 >

ア 窓口（所定の用紙で行います。）

イ インターネット

< 登録していない団体または個人 >

窓口のみ（所定の用紙で行います。）

3 回数制限のある空き枠予約の利用申し込み

地域登録団体

ア 窓口

利用予定日の属する月の3か月前の月の第1平日の午前11時から利用予定日の2か月前の月の第1平日の午後5時まで

3か月前の月の第1平日のみ午前11時から。その他は通常の受付時間。

イ インターネット

利用予定日の属する月の3か月前の月の第1平日の午前11時から利用予定日の属する月の2か月前の月の第2平日の午前8時まで

3か月前の月の第1平日のみ午前11時から。

登録団体

ア 窓口

利用予定日の属する月の2か月前の月の第1平日の午前11時から午後5時まで

イ インターネット

利用予定日の属する月の2か月前の月の第1平日の午前11時から利用予定日の属する月の2か月前の月の第2平日の午前8時まで

4 回数制限のない空き枠予約の利用申し込み

利用予定日の属する月の2か月前の月の第2平日午前9時から、利用申請を行うことができる回数に制限はありません。

ア 窓口

利用予定日の「前日」の午後5時までです。

旭町南地区区民館以外の地区区民館は、「前日」が土曜日、日曜日および祝休日に当たるときは、その直前の平日午後5時まで。

イ インターネット

利用予定日の「前日」の午前8時までです。

旭町南地区区民館以外の地区区民館は、「前日」が土曜日、日曜日および祝休日に当たるときは、その直前の平日午前8時までです。